

○かすみがうら市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定
委員会設置要綱

平成30年10月31日

告示第106号

改正 平成31年1月31日告示第13号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改定及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画の策定に当たり、必要な事項を検討するため、かすみがうら市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 都市計画マスタープランの改定に関する事項
- (2) 立地適正化計画の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者、市民の代表者、市職員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

2 委員は、委嘱又は任命された当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の適正かつ効率的な運営を補助するため、都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、幹事の互選によりこれを定める。
- 4 幹事は、別表に定める課等の課長、課長補佐、係長等のうち当該課等の長が指定する者をもって充てる。
- 5 課等の長は、前項の規定により指定した者が幹事会に出席することができないときは、相当と認める別の者を幹事の代理として幹事会に出席させることができる。
- 6 幹事長は、専門的な事項について幹事以外の者を幹事会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、都市産業部都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月31日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この告示の施行後、最初に開催される会議については、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この告示は、都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定が終了した日に、その効力を失う。

附 則 (平成31年1月31日告示第13号)

この告示は、平成31年1月31日から施行する。

別表 (第6条関係)

政策経営課、地域未来投資推進課、行財政改革・公共施設等マネジメント推進室、総務課、検査管財課、市民協働課、生活環境課、社会福祉課、介護長寿課、健康づくり増進課、子ども家庭課、農林水産課、観光商工課、道路課、下水道課、水道課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課、農業委員会事務局、消防総務課、警防課、予防課
--